

⑤商工会議所が無料職業紹介事業を行う際の手続を簡素化すること

【要望内容】

商工会議所が無料職業紹介事業を行う際の手続の簡素化【厚生労働省】

- ・会員企業以外を求人者とする無料職業紹介事業を行う際の手続を、「許可」ではなく「届出」とすること
- ・無料職業紹介事業を行う際の提出書類（役員の住民票の写し及び履歴書）の簡素化

【理由】

商工会議所が行う無料職業紹介事業は、人手不足に悩む中小企業の人材確保の観点から効果的であるが、商工会議所の会員企業以外を求人者とする無料職業紹介事業を始める場合、厚生労働大臣の煩雑な「許可」手続が必要である（会員企業を求人者とする場合は「届出」で可）。

また、商工会議所が無料職業紹介事業を始める際に、役員の住民票の写しおよび履歴書を提出する必要があり、その収集が大変な手間となっている。

(注) 職業安定法（抄）

(無料職業紹介事業)

第三十三条 無料の職業紹介事業（職業安定機関及び特定地方公共団体の行うものを除く。以下同じ。）を行おうとする者は、次条及び第三十三条の三の規定により行う場合を除き、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(特別の法人の行う無料職業紹介事業)

第三十三条の三 特別の法律により設立された法人であつて厚生労働省令で定めるものは、厚生労働大臣に届け出て、当該法人の直接若しくは間接の構成員（以下この項において「構成員」という。）を求人者とし、又は当該法人の構成員若しくは構成員に雇用されている者を求職者とする無料の職業紹介事業を行うことができる。

- 2 第三十条第二項（略）の規定は、前項の届出をして行う無料の職業紹介事業及び同項の届出をした法人について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条第三項	申請書	届出書
---------	-----	-----

(注) 職業安定法施行規則（抄）

- 3 法第三十三条の三第二項において準用する法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

三 役員の住民票の写し及び履歴書

(注) 無料職業紹介事業の「許可」に必要な書類は、約22種類。一方、「届出」の場合は約15種類。

(注) 厚生労働大臣の「許可」を得て無料職業紹介事業を行う商工会議所は、立川商工会議所（東京都）、神岡商工会議所（岐阜県）の2か所。